

令和2年

教育福祉常任委員会
会 議 録

期日：令和2年7月7日（火）

場所：大曲庁舎3階 第1委員会室

大 仙 市 議 会

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

令和2年7月7日（火曜日）

午前10時15分 ～ 午前10時47分

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

出席議員（6名）

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 8番 富岡喜芳 | 10番 藤田和久 | 12番 小笠原昌作 |
| 18番 佐藤芳雄 | 19番 高橋徳久 | 23番 高橋幸晴 |

欠席議員（0名）

番

番

説明のため出席した者

| | |
|------------------|--------------------|
| 教 育 長 吉川正一 | 健康福祉部長兼福祉事務所長 加藤 実 |
| 教 育 指 導 部 長 栗谷川学 | 社 会 福 祉 課 長 佐藤和博 |
| 教 育 指 導 課 長 島田智 | 高齢者包括支援センター所長 小林孝至 |

議会事務局職員出席者

参 事 齋藤孝文

第 1 議案第147号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第7号）

(開会 午前10時15分)

○委員長（高橋徳久） おはようございます。本日は本会議休憩中のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。また、説明及び質疑については、課ごとに行い、討論・評決については、一括で行うことにいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入ります前に、当局からご挨拶があります。はじめに吉川教育長、お願いいたします。

○教育長（吉川正一） おはようございます。

九州方面では大変な豪雨で、ほんとに熊本だけでも死者行方不明が60人ということで大変な状況であります。九州地方には、有縁交流都市の宮崎があるんですが、まず佐土原地区が主にそうなんですが。向こうの方は、被害がほとんどないみたいでございまして、いずれ、九州地方一日も早い復旧を願うばかりであります。

さて、本日ご審議いただく案件でございまして、新型コロナウイルスの影響によりまして学校生活のみならず、スポーツ少年団や部活動などの活動でも目標としていた大会が中止となるなど、小・中学生にとりましても厳しい状況を過ごしてきております。

そこで、全ての子どもたちがコロナに負けないで頑張ってもらいたい、そして、花火の街に相応しいエールを贈りたいということで、今回全小・中学校を対象に花火を打ち上げる「小中学生エール花火事業」のための補正をお願いするものであります。

また、これはコロナの影響で経営が厳しくなっております市内花火業者への支援ともなっております。

それでは、事業の趣旨をご理解の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。続きまして、加藤健康福祉部長よりお願いいたします。加藤部長。

○健康福祉部長（加藤実） それでは健康福祉部からも、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは仮設診療所の件についてであります。検体採取場所となるプレハブも既に設置されまして、今週金曜日の10日から開所するという事で準備整っております。10日からは予約受付も開始するというような段取りで、順調に進んでございます。

なお、このプレハブにつきましては、有限会社末広運輸サービス様から無償でご寄贈いただいたものでありまして、心から感謝申し上げながらご紹介をさせていただきました。

また、PCR検査につきましては、採取した検体を受け取って運搬する段階から検査によって陽性陰性の結果が出るまでの業務を公益財団法人秋田県総合保健事業団に委託契約しております。

今週、仮に金曜日までに予約があれば、翌日の土曜日から運用が開始できるという体制が整ったところでございます。

さて、本日ご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件は、新型コロナウイルスの影響による支援策に係る一般会計補正予算案についてであります。

詳細につきましては、この後担当課所長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

議案第147号「令和2年度大仙市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） それでは、議案第147号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、社会福祉課関連予算について、説明いたします。

説明資料につきましては、資料No.2-1「令和2年度 補正予算（案）7月補正 事業説明書」であります。

1ページをお願いいたします。

「在宅重度障がい者（児）介護世帯への支援事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、「1. Plan」にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、日常生活において、常時介護を必要としている重度の障がい者、障がい児のいる世帯を支援するため、給付金を支給するものです。

次に、「4. Act」をご覧願います。

支給対象となりますのが、令和2年8月支払分の特別障害者手当、障害児福祉手当、又は特別児童扶養手当のいずれかの手当受給者がいる世帯であります。

支給金額は、対象となった世帯、1世帯あたり5万円で、同一世帯に2人以上の手当受給者がいる場合は、2人目以降1人につき3万円を加算いたします。

支給見込み額ですが、現在受給中又は6月30日までに受給申請し、認定作業中の方がいる世帯が特別障害者手当300世帯、障害児福祉手当45世帯、特別児童扶養手当175世帯の合計520世帯で、支給額は2,600万円であります。このうち同一世帯に2人以上の受給者がいて、2人目以降1人につき3万円を加算して支給する世帯が21世帯で、加算分の合計は63万円となっており、総額2,663万円を見込んでおります。

このほか郵便料等の事務費5万円を加えた総事業費2,668万円が、今回お願いしております補正予算の内容であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、藤田委員

○委員（藤田和久） ちょっと質問なんですけども。本会議での説明ちょっと聞き漏らしたんですけども。これ自体は所得制限というのはいないんですよね。

○委員長（高橋徳久） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 支援事業費に関しては所得制限はございません。ただ、この手当受給にあたっては、受給認定の際に所得制限が課されておりますので、この給付金についてはございません。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。

○委員（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） では、ないようですので質疑を終結いたします。

次に、小林高齢者包括支援センター所長。

○高齢者包括支援センター所長（小林孝至） 続きまして、議案第147号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」の内、高齢者包括支援センター所管分についてご説明いたします。

資料No.2-1、「令和2年度補正予算（案）7月補正」、事業説明書の2ページをお開き願います。

新規事業であります。3款1項6目14事業「在宅高齢者等介護世帯への支援事業費」につきましては、補正額4千万円で補正後額も同額の4千万円であります。財源内訳につきましては、全額を国からの新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金であります。

この事業は、項番1に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、要介護者の健康や体調管理に関する不安を抱え、心理的・身体的な負担が増大した介護者を支援することを目的とし、低所得者の世帯に対し支援給付金を支給するものであります。

項番4の支給要件であります。支給対象者は介護している方としまして、市内に住所を有する市民税非課税または均等割のみ課税世帯で、次の要件のいずれか該当する世帯とします。

一つ目は要介護認定において3～5の認定を受けている在宅高齢者と同居し介護している世帯。

二つ目は、要介護認定を受けていない65歳以上の在宅高齢者のうち、要介護3～5程度の状態にある在宅高齢者と同居し介護している世帯であります。

在宅高齢者の要件であります。市内に住所を有し、令和2年3月1日から5月31日までの3ヶ月間の内、通算30日以上、在宅生活した高齢者となります。

なお、特別障害者手当を受給している在宅高齢者につきましては、先ほど社会福祉課長が説明しました「在宅重度障がい者（児）介護世帯への支援事業費」と重複しますので対象外となります。

給付額は、在宅高齢者1人あたり5万円とし、ひと世帯で複数の要介護高齢者を介護している場合は2人目以降1人につき3万円を加算するものであります。

実施方法につきましては、対象者が把握できる要介護認定3～5の在宅高齢者の世帯には、8月に勧奨通知を発送予定としております。

要介護認定を受けていない在宅高齢者を介護している世帯への周知につきましては、広報や市ホームページの他に介護支援専門員ケアマネージャーの勉強会や各地区民生児童委員協議会定例会等で説明させていただき、ケアマネージャーや民生委員等を通じ広く周知を図ることとしております。

実施時期であります。8月から申請書を随時受付し、準備が整い次第9月から支援給付金を支給する予定としております。申請書受付期間であります。要介護認定を受

けていない在宅高齢者を介護する世帯等を考慮しまして、年内の12月末までの受付期間といたします。

経費につきましては、給付金は在宅高齢者等1人を介護している世帯が727世帯、2人を介護している世帯12世帯、要介護未認定の世帯50世帯を想定しまして、合せて3,981万円。事務費は、郵便料と印刷製本費を合わせ19万円とし、合計4,000万円であります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ございませんでしょうか。富岡委員。

○委員（富岡喜芳） すいません、低所得者世帯に対してですけども、低所得者とはどれくらいの金額を言うんですか。どういう方を低所得者と認定してますか。

○委員長（高橋徳久） 小林所長。

○高齢者包括支援センター所長（小林孝至） こちらの方の考えでは、先ほどご説明したとおり、住民税の方で非課税または所得割課税というふうな世帯を低所得世帯というふうに考えております。

失礼しました、均等割課税の世帯を低所得者というふうに考えております。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。他にございませんか。高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 支給対象者②ですけども、いわゆる要介護を受けていない65歳以上で3から5程度の状態にあるという説明あったかもしれませんが、ちょっとそごらへんの判断をどのようにしていぐのがっていう。

○委員長（高橋徳久） 小林所長。

○高齢者包括支援センター所長（小林孝至） 通常であれば介護保険制度を利用する際に、要介護認定受けるわけなんですけれども、まれに要介護認定受けずに在宅介護されてる方、が結構おります。ただ、その方々の要介護3から5の程度を判断する材料としましては、現在のところ要介護認定のアセスメントシートを、これを用いまして包括の職員が訪問させていただきまして、体の状態を見るということを今考えております。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 大変難しい判断をすることになると思うんですけども、お医者さんでなくてその介護員ちゅうが、介護員ってやつ、市の職員が判断するという。

○委員長（高橋徳久） 小林所長。

○高齢者包括支援センター所長（小林孝至） 包括職員の中に主任ケアマネージャーがお
りますので、体の状態というのはある程度は主任ケアマネージャーの方でも十分は把握
出来るものというふうに判断しております。

○委員長（高橋徳久） 藤田委員。

○委員（藤田和久） また質問なんですけれども、これ低所得者世帯っていうことなっ
てますけれども、それ以外で実際に自宅で介護されてるってというのは何軒ぐらいあるも
ん
でしょうか。

○委員長（高橋徳久） 小林所長。

○高齢者包括支援センター所長（小林孝至） 在宅、全体的な話でいきますと、4月30
日現在、ちょっと調べたところによりますと、要介護認定者が4,680人おまして、
そのうち所得割課税世帯が1,238。失礼しました。全体が4,680人おまして、
その内在宅で介護されている、サービスを受けている世帯が2,993ございます。で
ありますので、それ以外の世帯につきましては、1,687というふうになります。従
いまして要介護認定者から見ますと、在宅の割合でいきますと63.9%ということに
なります。

○委員長（高橋徳久） 藤田委員。

○委員（藤田和久） ちょっと今よく分がらなかったんですけども、私聞いたのは低所得者
以外で実際に在宅で、多分お金持ちの人は施設に預けている人が多いと思うんですけど、
実際在宅で介護している人、もしつかんでたら教えていただきたいという質問だったん
ですけど。

○委員長（高橋徳久） 小林所長。

○高齢者包括支援センター所長（小林孝至） 失礼しました。低所得者以外でいきますと、
1,238になります。失礼しました。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいですか。

○委員（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） では、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、島田教育指導部次長兼教育指導課長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（島田智） 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第7号）教育指導課所管分について説明いたします。資料No.2-1「事業説明書」の5ページをご覧ください。

10款1項4目26事業「小中学校エール花火事業費」について説明いたします。

本事業は、「1. Plan」にありますように、新型コロナウイルス感染症により臨時休校となったり、部活動やスポ少活動の自粛を要請されたり、日常生活の中で様々な制約を受けている小中学生を元気づけるため、「エール花火」を打ち上げるものであります。子どもたちが国内トップレベルの花火を間近で観賞することにより、これからも元気に生活していくためのモチベーションを高めるとともに、ふるさとのよさを再確認し、本市の学校教育の重点である「地域活性化に寄与できる子どもの育成」に資するものであります。また、本事業により、経済的な打撃を受けている地元の花火業者に対する経営支援にもつながるものであります。

事業の概要について説明いたします。「4. Act」にありますように、小学校21校、中学校11校、計32校のそれぞれの学校の近くで、市内の4煙火会社が学校の児童生徒や保護者に向けてのエール花火を打ち上げます。1校当たり200万円、計6400万円が打ち上げ費用となり、事務費として100万円を計上しております。本事業は大曲の花火協同組合に業務委託し、実施してまいります。実施時期は8月中旬から9月末までと考えております。このクラスの花火になりますと、打ち上げ場所等の制約もあるかと思われれます。具体的な内容等については、今後、花火協同組合及び学校と協議しながら進めてまいります。実施の際は密集・密接にならないような対策も講じてまいります。

新規事業である本事業の事業費は委託料として6500万円であり、財源は国庫支出金であります。

以上、御説明いたしました。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 小中学生の元気づけさせるためのエール花火च्छゅうごどで、非常に良い試みだなどと思いますけれども。ここに密集・密接対策を行って実施すると書いてますけれども、人数も多い学校もあるでしょうし、少ないところもあるでしょうし、具

体的に大丈夫なのかなと思う、心配ちゅうがね。そういうのがありますけれども、具体的にどうやるのがなって、ちょっと分かんないですけども。そこのどごろ具体的に教えていただければ、ちょっと有り難いです。

○委員長（高橋徳久） はい、島田次長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（島田智） まずは対象が子ども達と保護者ということですので、なるべく一般の人達がそこに寄ってこないといいますか、集まってこないようなことをしていきたいというふうに考えております。具体的には広報でどの学校がいつやるとかそういうことは流さずに、学校から保護者宛にチラシまたはメール等で近くなりましたらお知らせするという形にして、関係者以外が集まらないようにまずしていきたいということを考えております。

○委員長（高橋徳久） よろしいですか。小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） 今そういう説明ですけども、当然父兄方は間近に教えられても親戚だどがそんな人方、今日・明日どごどごで花火上がるんだよ、俺だも見に行くんだよってなってくれば、非常になんて言うがな、いろんな人が花火のどごろさ行くもんでないがなと思っているんですけど。ただ、ただ心配だけです。

○委員長（高橋徳久） 吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 小笠原委員からの、我々も非常に心配しました。いくら保護者だけにですね、ご連絡しても必ず情報は伝わるとお思いますので。特に大曲小・中は保護者も多いですし、集まりやすいっていうかね、集まりやすいでしょうが。そういった意味でもある程度の場所は、広さがないとですね、そういったことも考えてね、ある程度の広さを確保出来る所で打ち上げして、密にならないようにご覧下さいという呼びかけをするということ。それから花火が長くないようにですね、今最大でも15分、15分ぐらいで終わるようにしたらどうでしょうかと、いうことで今進めているところであります。そういったことで、15分のためにそう遠くからはですね、そうそう来ないんじゃないかなと思いますんで。そういったところで、出来るだけですね、三密を防ぐ状況でですね、開催したいなと思っております。以上です。

○委員長（高橋徳久） よろしいですか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） いいです。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。富岡委員。

- 委員（富岡喜芳） 1校、1箇所ちゅうことですが、これ多分中仙であれば八乙女球場どがで、駐車場もありますし球場もありますし、まどまって上げるっちゅうような考え方はなかったんでしょうか。なんで1校が一つというような形にしましたか。
- 委員長（高橋徳久） 栗谷川部長。
- 教育指導部長（栗谷川学） 計画では1校ずつとなってますけれども、今議員からお話があったとおり1小学校1中学校であれば、一緒に合わさってやりましょうと。今場所も例えば球場のような広い所とか、あるいは河川敷、もしかすればスキー場のような広い所があれば、そういった所を活用して学校のすぐそばに住宅があるような所では、ちょっと打ち上げが出来ないというふうなこともありますので、そういったことも併せながら実施方法について検討していきたいというふうに思ってます。
- 委員長（高橋徳久） 富岡委員。
- 委員（富岡喜芳） 検討したと思いますけれども、どうして1学校が一つというような形での決定になったのが。例えば2校まどめで一つ、一箇所でやっても良かったと思いますけれども。それがどうして。例えば仮にあれですけども、豊岡。豊岡でも人数少ないんですので、例えば100人切れるような小学校でやって、それを二箇所を一箇所まどめでやった方が我々から見れば。まあ、花火屋さんにしてみれば助かると思いますけれども。ちょっとそのへんのどごろ、もちょっと詳しくお知らせいただければ有り難いです。
- 委員長（高橋徳久） はい、吉川教育長。
- 教育長（吉川正一） あくまでも予算上32校平等にということで、1校200万円。で、上げ方は、上げ方は、今富岡委員おっしゃたように2校とか3校とか、当然そうならざるを得ないというふうに思っておりますので。ただ、場所とですね、そのへんを勘案しながら。場合によっては、一つの、例えば2、3校、2校3校ぐらいで一つにする。3校だと600万円、かなり良い花火が上がるでしょうけれどですね。そういったことも考えられます。いずれ場所と、それから各学校、校長会がこの後15日にございますので、そこでももみながらですね、花火の協同組合でもそういうところを踏まえながら。まずは場所、どういった場所でやれるかといったところをですね、今考えて。だとすればここには、この近くの小中学校数校がご覧いただいた方が良いんじゃないかな、ということもあろうかと思っておりますので、そういった意味で先ほど部長、検討してまいるという回答した次第であります。

- 委員長（高橋徳久） はい、富岡委員。
- 委員（富岡喜芳） あえて、15分で終わるよりは30分やった方が子どもたちは響くと思いますけども。その点もちよっと今後検討してみでいただければ助かります。以上。
- 委員長（高橋徳久） 他にございませんか。小笠原委員。
- 委員（小笠原昌作） 今県内は16名という人数でなってますけども。これがら今東京なんかどんどん増えてきてますけども。これ第2波、そういうものになってきて、広がりが大きくなって、それでもこういうのやるんですか。
- 委員長（高橋徳久） 栗谷川部長。
- 教育指導部長（栗谷川学） 県内に新たな感染者が出てもということではなくて？どのあたりまで、その第2波っていうのは。
- 委員（小笠原昌作） 今は出てないんですけども、今東京はじめあちこち広がってきてるものですから。秋田県でもよ、16人よりも増えなきゃ良いんですけど、これが万が一増えてきた場合に、どうするのがなあって思ってた。
- 委員長（高橋徳久） 栗谷川部長。
- 教育指導部長（栗谷川学） そうならないことを祈ってこれを計画している訳ですけども、もし秋田県内、あるいは大仙市内でそういった新たな感染者が出た場合には、ちよっと実行するのはやっぱり検討しなければいけないかもしれません。そういった状況で人を集めるっていうことは、出来ないことになりますので。現段階では、今の状況であれば子どもたちにエールを送りたいということで進めていきたいという、現段階ではそういうふうに認識しております。よろしいでしょうか。
- 委員（小笠原昌作） はい。
- 委員長（高橋徳久） 他にございませんか。藤田委員。
- 委員（藤田和久） 単純な質問ですいません。1校当たり200万っていえば大体何発ぐらいなるんでしょうか。
- 委員長（高橋徳久） 栗谷川部長。
- 教育指導部長（栗谷川学） 確認しました。そしたらですね、上げる物によって違うそうです。例えば、単独1校200万、小規模で上げる場所も非常に限られてあまり大きく上げれないとなると、小さい物を数多くということになるようです。それから比較的広い場所で大きい物を上げれるとなると、やっぱり大きい物を使うと数は減るというよう。やっぱり様々な場所によって何校でやるかとか、そういったところをこの後検討

して大体見えてくるのかなと、いうふうに現段階ではそういうふうに考えております。
よろしいでしょうか。

○委員（藤田和久） はい、分かりました。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 昼花火なの？

○教育指導部長（栗谷川学） 夜上げる予定です。夜上げます。昼ではなくて夜というふう
うに考えてます

○委員（佐藤芳雄） 小学生を夜呼ぶなの？

○教育指導部長（栗谷川学） それぞれに保護者にもお知らせの上、子どもたちを連れて
来ていただくとか、そういった形になるんで夜ということであります。

○委員（佐藤芳雄） はい、はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） では、ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論
を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は終了いたしました。なお、本
委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願
いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありが
とうございました。

（ 閉 会 午前10時47分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 高 橋 徳 久